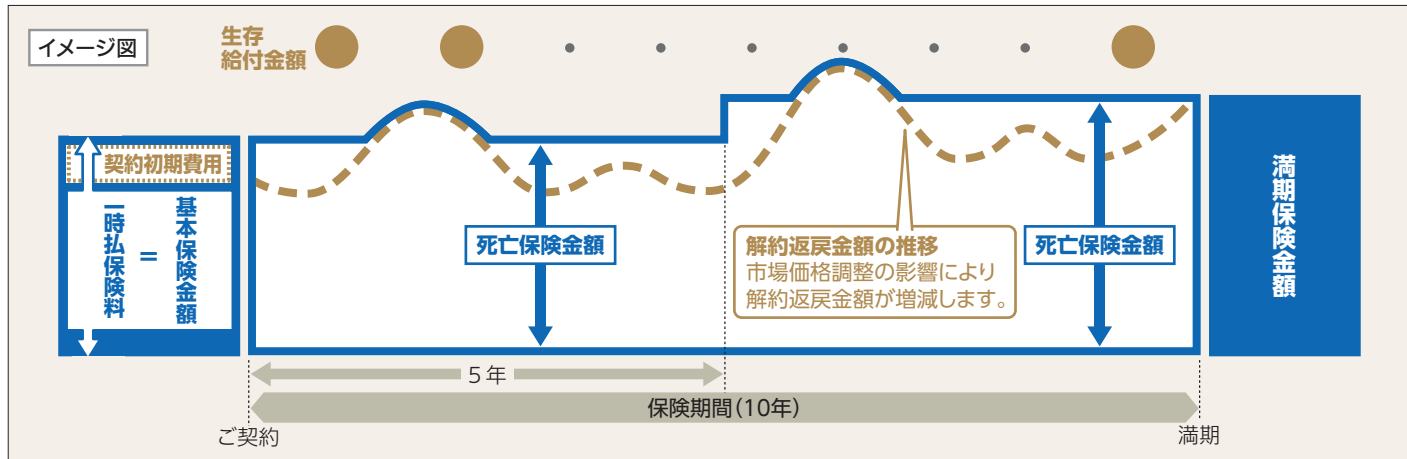


無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険 (I型)

## 1 商品のしくみ



## 2 商品の特徴

### 特徴 ①

一定期間の死亡保障と資産形成を両立できる一時払の外貨建養老保険です。

- ご契約時に指定通貨として「米ドル」または「豪ドル」のいずれかを選択いただけます。
- 保険料円換算額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約 (以後、「円換算払込特約 (保険料指定特則付)」といいます。) が付加されますので、保険料は円でお払い込みいただけます。

### 特徴 ②

ご契約後1年ごとに生存給付金をお受け取りいただけます。

- 指定通貨建の満期保険金額・生存給付金額は、ご契約時に確定します。

### 特徴 ③

死亡保険金・満期保険金を重視するプランです。

- 基本保険金額や保険期間等の条件を同一にした場合、ドリームロードよりも生存給付金額が小さく、満期保険金額等が大きくなります。

### 特徴 ④

目標到達時円建年金払移行特約 (以後、「目標設定特約」といいます。) を付加できます。

- 目標設定特約を付加すると、円に換算した解約返戻金額が目標とする金額以上になった場合、自動的に円建の確定年金に移行します。

## 3 主な取扱規程

指定通貨	米ドル または 豪ドル	保険期間	10年	契約年齢範囲	0歳～80歳
主な保障内容	●被保険者が次の支払事由に該当されたとき、死亡保険金等をお支払いします。				
	給付の種類	支払事由		支払金額	
	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき (契約日から5年以内のとき)		被保険者が死亡された日における次の(a)から(c)のうち最も大きい金額 (a)基本保険金額 (b)責任準備金額 (c)解約返戻金額	
		保険期間中に死亡されたとき (契約日から5年経過後のとき)		被保険者が死亡された日における次の(a)または(b)のいずれか大きい金額 (a)基本保険金額+(基本保険金額×増加割合) (b)解約返戻金額	
生存給付金	保険期間中の年単位の契約当日の前日の満了時に生存されているとき		生存給付金額		
満期保険金	保険期間満了時に生存されているとき		基本保険金額+(基本保険金額×増加割合)		
保険料払込方法	一時払				
保険料	【最低保険料】200万円 (円換算額) 【最高保険料】1億円未満 (円換算額)、かつ、100万米ドル または 100万豪ドル未満				
最低基本保険金額	5,000米ドル または 5,000豪ドル				
最高基本保険金額	次の円換算後の基本保険金額を限度 (ただし、指定通貨建で700万米ドル または 700万豪ドルを超えないこと) 【0歳～5歳】 2,500万円 【6歳～14歳】 4,000万円 【15歳～19歳】 6,000万円 【20歳～24歳】 1億5,000万円 【25歳～30歳】 2億5,000万円 【31歳～60歳】 3億円 【61歳～65歳】 1億5,000万円 【66歳～80歳】 1億円 ※他に三井生命でご契約されている保険契約がある場合には、基本保険金額を制限する場合があります。				
解約返戻金	あり	配当金	なし		
付加可能な特約	円換算払込特約 (保険料指定特則付)《必須付加》、円換算支払特約、リビング・ニーズ特約、目標設定特約、外貨建年金支払特約、円建年金支払特約、指定代理請求特約				



この資料では、アメリカ合衆国通貨を「米ドル」、オーストラリア連邦通貨を「豪ドル」と表記しています。

この商品には諸費用がかかります。裏面の「お客さまにご負担いただく費用、為替リスクおよび解約または減額する場合のリスクについて」を必ずご覧ください。

この商品は、市場金利などの状況によっては、いずれかまたは両方の通貨について、販売を停止することがあります。

裏面も必ずご確認ください。

# ▲お客さまにご負担いただく費用、為替リスクおよび解約または減額する場合のリスクについて

## お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

### 契約初期費用について

- 保険契約の締結などにかかる費用のことです。
- 7.0%を上限とする率を一時払保険料に乗じて得た金額が、契約日に一時払保険料から控除されます。なお、契約初期費用を算出するために用いる率は、被保険者の年齢・契約の型・保険期間ごとに定めているため、記載することができません。

### 保険契約関係費用について

- 保険契約の維持、死亡保障などにかかる費用のことです。
- ご契約後に定期的に責任準備金から控除されます。なお、保険契約関係費用は、年齢・性別ごとの発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

### 年金に関する費用について

- 目標設定特約、外貨建年金支払特約および円建年金支払特約の年金において、年金を維持・管理するための費用のことです。
- 責任準備金額に1.0%(年率)を上限とする率を乗じて得た金額を、年金開始日以後、毎月責任準備金から控除します。なお、責任準備金額に乗じる率は、年金開始日における予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

### 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

#### ①保険料円換算額をお払い込みいただく場合

- 保険料円換算額を指定通貨に換算する際に適用する三井生命所定の円換算レート(払込用)には、為替手数料が含まれます。

円換算レート(払込用)
換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行のTTM(電信売買相場の仲値)+ 0.25円

※TTM(電信売買相場の仲値)と円換算レート(払込用)の差(0.25円)は2018年4月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート(払込用)は換算基準日\*1における三井生命が指定する取引銀行が公示するTTS\*2(対顧客電信売相場)を上回ることはありません。

#### ②保険金等を円に換算してお支払いする場合など

- 円換算支払特約を付加して保険金等を円に換算してお支払いする際、または目標設定特約などの年金原資額を算出する際に適用する三井生命所定の円換算レート(支払用)には、為替手数料が含まれます。

円換算レート(支払用)
換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行のTTM(電信売買相場の仲値)- 0.25円

※TTM(電信売買相場の仲値)と円換算レート(支払用)の差(0.25円)は2018年4月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート(支払用)は換算基準日\*1における三井生命が指定する取引銀行が公示するTTB\*2(対顧客電信買相場)を下回ることはありません。

#### ③保険金等を指定通貨でお支払いする場合

- 指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料\*3が必要な場合や、三井生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

\*1 換算基準日として定める日が、三井生命が指定する取引銀行または三井生命の休業日に該当するときは、円換算レート(払込用)はその直後の取引銀行および三井生命の営業日、円換算レート(支払用)はその直前の取引銀行および三井生命の営業日となります。

\*2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

\*3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のごとで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート(払込用)と円換算レート(支払用)は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

【三井生命所定の円換算レートは、三井生命が指定する取引銀行の為替レートを基準としています。】

TTS (対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る(円を外貨に交換する)ときに用いられる為替レート
TTM (電信売買相場の仲値)	TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値
TTB (対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る(外貨を円に交換する)ときに用いられる為替レート

## 為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

- 保険料円換算額を指定通貨に換算した一時払保険料相当額は、円換算レート(払込用)の変動に応じて、三井生命が保険料円換算額を受け取った日より変動(増減)します。このため、一時払保険料相当額と同額となる基本保険金額が増減しますので、お支払いする死亡保険金額・満期保険金額・生存給付金額も増減します。

- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、ご契約時の円換算レート(支払用)で円に換算した保険金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、保険料円換算額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

## 解約または減額する場合のリスクについて

解約または減額の際、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行うため、この保険には、次のようなリスクがあります。

- 解約返戻金額を計算する際、解約返戻金計算基準日の指標金利に応じて計算される運用資産の時価と、ご契約に適用されている予定利率によって計算される責任準備金額との乖離を調整しますので、解約または減額時の指標金利に応じて解約返戻金額が増減します。

- 具体的には、解約または減額時の指標金利がご契約時と比較して上昇していた場合には、お支払いする解約返戻金額は減少することがあります。
- そのため、解約返戻金額が、一時払保険料を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

この資料では、ドリームロードステップの商品性の一部を記載しています。「ドリームロードステップ商品パンフレット」とあわせてご覧ください。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」を必ずご覧ください。

【募集代理店】

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

【引受保険会社】

三井生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

☎ 0120-318-766 (お客様サービスセンター)

お問合せ時間：平日9:00~19:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>